

市民の目向けさせた

米子市借地料 活動に一定の成果 住民訴訟断念

米子市は、市庁舎や湊山球場、市クリーンセンターなど三十六施設が借地。市庁舎など主要施設まで借地という自治体は全国でも珍しい。しかし、近年は借地料設定の基準となる地価の下落傾向に歯止めはかからず、市の算定額と実際の借地料との差額は、二〇〇六年度には約九千六百万円まで広がっている。

「市は借地料を過払いしている」。〇六年三月二十三日の米子市議会産業経済委員会で、遠藤通市議員が口火を切り、公共施設の借地料が、算定基準額よりも約一・五倍の高額で推移している現状を指摘、改善を求めた。

〇六年十一月、遠藤市議が呼び掛け人となり、この問題を考える「市の借地料を考える市民の集い」が開かれた。集まった約百人の市民の中には、この問題を初めて知った人も多かったらしい。会場からは驚きや憤りの声も聞かれた。

青戸秀男さんら市民は、住民監査請求が棄却されてもなお、集会を開くなどして住民訴訟を提起する構えを見せていた。署名や訴訟費用のランパも集めていただけに、提訴断念の知らせに肩を落とす市民も少なくないだろう。遠藤市議も「残念でしょうがない」と唇をかみ締めた。

市長に二カ年分の算定額と借地料の差額を請求するなど、訴えの内容に「過激な一面はあった。ただ、これまで目の当たりになかった借地料問題に、市民の視線を注がせたという点で、活動には一定の意義があったと言ってもいいだろう。」

市は〇九年度当初予算の編成方針で、借地料を含む「物件費」の二割削減を打ち出した。地権者との交渉には難航が予想される。だが、この方針が順守されるか否かに対しても、市民の関心が集まっていることを市執行部は忘れないでほしい。

(西部本社・井上昌之)

住民が提訴断念

米子市の運動は継続方針 借地料問題

米子市の公共施設の借地料が市の算出した基準額よりも高額なのは不当として、住民訴訟の準備を進めていた米子市河崎の青戸秀男さん(六十八)は十三日、弁護士と見解が合致しなかったことなどを理由に、提訴を断念したことを明らかにした。

青戸さんらは「訴訟は見送っても、現状を容認するわけではない」などとしており、借地料減額を求める運動は今後も継続するという。

青戸さんら九人は昨年十一月下旬、借地料が市の基準額よりも高額であるのは不当だとして、市長らが借地料と基準額の差額を返還するよう求める住民監査請求を行ったが、市監査委員は「市が算出した額は交渉にあたっての目標」などとして不当性を認めず、請求は一月十六日に全面棄却されている。

青戸さんらは監査結果を不服として住民訴訟の準備を進めていたが、代理人を依頼していた弁護士と訴訟内容について意見が合わず、他の弁護士も見つからなかったため、提訴期限の今月十五日までに準備が整わない見通しとなったという。

請求人の一人、遠藤通市議員は「市民が訴訟費用をカンパしてくれるなど多くの方から支援されていただけに残念ではない。市民に痛みを求める財政運営の中、市が基準額より高い借地契約の正当性を主張するのはおかしい」と話しており、今後この問題への取り組みを継続する考えを示した。



住民訴訟を断念したことを報告する青戸代表(中央)と遠藤市議(左)＝13日、米子市役所